

平成 22 年度実施
選択的評価事項に係る評価
評 価 報 告 書

会津大学短期大学部

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した選択的評価事項に係る評価について	1
I 選択的評価事項に係る評価結果	5
II 選択的評価事項の評価	6
選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	6
<参考>	11
i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	13
ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	14
iii 選択的評価事項に係る目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	16
iv 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	17

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した選択的評価事項に係る評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の実施する認証評価は、短期大学の正規課程における教育活動を中心として短期大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するものですが、短期大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つであり、さらに短期大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで機構では、「評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること」、「短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、各短期大学の個性の伸長に資するよう、短期大学評価基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価するために、「研究活動の状況」（選択的評価事項A）と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」（選択的評価事項B）の二つの選択的評価事項を設定し、短期大学の希望に基づいて、選択的評価事項Bに関わる活動等について評価を実施しました。

2 評価のスケジュール

機構は、公・私立短期大学の関係者に対し、評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、短期大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
23年1月	評価委員会（注2）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象短期大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・・・短期大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）評価委員会・・・・・短期大学機関別認証評価委員会

3 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

（1）短期大学機関別認証評価委員会

麻 生 隆 史	九州情報大学長・山口短期大学長
雨 宮 照 雄	三重短期大学教授
大 竹 美登利	東京学芸大学副学長
大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
◎上 條 宏 之	長野県短期大学長
小 舘 静 枝	小田原女子短期大学理事
澤 井 昭 男	福島学院大学教授
清 水 一 彦	筑波大学理事・副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○関 根 秀 和	大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長
難 波 正 義	新見公立大学長・新見公立短期大学長
樋 田 豊次郎	秋田公立美術工芸短期大学長
松 田 之 利	岐阜市立女子短期大学長
山 内 芳 文	聖徳大学教授・学長補佐
吉 田 文	早稲田大学教授
吉 村 恵美子	川崎市立看護短期大学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

○雨 宮 照 雄	三重短期大学教授
五十嵐 潤	秋田公立美術工芸短期大学教授
○大 竹 美登利	東京学芸大学副学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○上 條 宏 之	長野県短期大学長
嶋 崎 伸 一	山形県立米沢女子短期大学理事・学生部長
清 水 道 夫	長野県短期大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
田 野 光 彦	南九州短期大学長
野 澤 庸 則	大学評価・学位授与機構客員教授
平 本 弘 子	福山市立女子短期大学教授
福 井 有	大手前大学総長・大手前短期大学長
渕 上 倫 子	福山大学教授
○松 田 之 利	岐阜市立女子短期大学長
諸 岡 晴 美	富山大学教授
◎山 内 芳 文	聖徳大学教授・学長補佐

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 選択的評価事項に係る評価結果」

「I 選択的評価事項に係る評価結果」では、選択的評価事項Bについて、当該事項に関わる対象短期大学の有する目的の達成状況について記述しています。

また、対象短期大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 選択的評価事項の評価」

「II 選択的評価事項の評価」では、当該事項に関わる対象短期大学の有する目的の達成状況等を以下の4段階で示す「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として記述しています。

<選択的評価事項の評価結果を示す記述>

- ・ 目的の達成状況が非常に優れている。
- ・ 目的の達成状況が良好である。
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である。
- ・ 目的の達成状況が不十分である。

(※ 評価結果の確定前に対象短期大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象短期大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 選択的評価事項に係る目的」、「iv 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象短期大学に提供します。また、対象短期大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度選択的評価事項に係る評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 選択的評価事項に係る評価結果

会津大学短期大学部は、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」において、目的の達成状況が良好である。

当該選択的評価事項Bにおける主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 派遣講座においては、年間実施回数が100回を上回り、合計参加者も7,000人を上回る実績を上げている。

II 選択的評価事項の評価

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B－1 短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

B－1－① 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

当該短期大学部の正規課程の学生以外に対する教育サービスを提供する上で基本方針は、学則を踏まえた上で、中期目標において、「地域に開かれた大学として、地域のニーズを踏まえ、それぞれの専門分野に加え、広く文化・教育に関わる情報提供や地域教育への支援を図る。」と定められている。

この目標を達成するため、当該短期大学部が主に取り組んでいるのは、①正規学生以外の学生（科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生）の受入、②生涯学習機会（公開講座、派遣講座）の提供、③高大連携（高等学校への教員派遣、遠隔授業）、④学外者への図書貸出サービスの4事業である。

①正規学生以外の学生（科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生）の受入

科目等履修生制度に関しては、科目等履修生規程に定められており、毎年教授会で開講科目を決定している。研究生制度に関しては、研究生規程に定められており、研修員制度に関しては、研修員規程に定められている。特別聴講学生制度は、「福島県高等教育協議会加盟大学間単位互換に関する協定書」に基づいて、平成16年度から実施されているもので、特別聴講学生規程や大学間相互単位互換に関する取扱規程及び大学間相互単位互換に関する取扱要領等に規定されている。

これら正規学生以外の学生の受入については、教務厚生委員会で審議し、教授会で決定している。また、制度の概要や募集要項についてはウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

②生涯学習機会（公開講座、派遣講座）の提供

公開講座及び派遣講座については、地域活性化センター運営委員会で事業計画を定め、当該短期大学部のウェブサイトに概要等を掲載し計画等について広報しているほか、公開講座のチラシや派遣講座の『派遣講座 講師紹介・講座リスト』を作成し、広報のために配布して周知を図っている。

③高大連携（高等学校への教員派遣、高大連携聴講性、遠隔授業）

高大連携に係る事項は、教務厚生委員会で検討し、教授会で決定している。また、連携校と定期的に協議会を開催し、年度計画を策定している。なお、高大連携聴講生の募集については、対象が連携先の高等学校の生徒に限られるため、連携先の高等学校が行っている。

④学外者への図書貸出サービス

学外者への図書の貸出サービスについては、ウェブサイトに利用手続等を掲載するほか、パンフレット

『会津大学短期大学部附属図書館利用案内』を作成し、会津若松市立会津図書館等において配布するなどして、広報活動を積極的に行っている。

これらのことから、計画や具体的方針が定められており、周知されていると判断する。

B-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

①正規学生以外の学生（科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生）の受入

科目等履修生制度は、短期大学部に入学せずに各学科の授業科目を履修し、履修した科目の単位認定試験に合格すれば、正式な単位として認定される制度であり、平成22年度は、教養基礎科目20科目、産業情報学科専門教育科目94科目、食物栄養学科専門教育科目29科目、社会福祉学科専門教育科目35科目を開講している。

研究生制度は、短期大学卒業、若しくは同等以上の学業を修めた者を対象とし、専任の指導教員の下で、当該短期大学部の施設等を利用した研究をする制度である。

研修員制度は、他大学その他団体に所属する職員が、当該短期大学部において特定の専門事項について研修を受ける制度である。

特別聴講学生制度は、福島県内の大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対し多様な学習機会を提供することを目的として、相互単位互換を行う制度である。特別聴講学生に対して開講される科目は、科目等履修生制度と連動している。

②生涯学習機会（公開講座及び派遣講座）の提供

当該短期大学部では、独立行政法人化を契機に、昭和37年に開設した産業調査室（昭和55年に地域総合調査室に名称変更）の地域研究活動と公開講座運営委員会の公開講座及び派遣講座等の取組を再編・統合し、大学の資源を一体的に活用しながら、地域活性化を積極的に展開できる組織として地域活性化センターを平成19年4月に開設している。

地域活性化センターでは、生涯学習機会の推進による知識基盤社会を形成することを目的として、派遣講座及び公開講座等の活動を行っており、それぞれの活動の平成21年度の実施状況としては、公開講座については、「会計学入門」「わくわく、どきどき、きらきら」をつなぐ食育を目指して一食を通じた「子育ち、子育て」支援事業の実践からー」の2講座を実施したほか、派遣講座については、「短期大学部の教育」「各種検定試験」「経済」「地域問題・地場産業」「コンピュータ・情報化社会」「経営学・会計学」「建築・デザイン」「工芸」「栄養・健康」「食品・調理」「社会福祉」「保育」「教養」の13分野73講座を設定して広報し、延べ115テーマの講座を実施している。

③高大連携（高等学校への教員派遣、高大連携聴講性、遠隔授業）

平成19年2月、当該短期大学部と福島県立会津学鳳高等学校（中高一貫教育校）との間で、高大連携に関する協定を締結している。高大連携の内容は、当該短期大学部教員の高等学校への講師派遣、高校生の当該短期大学部の授業への受入（高大連携聴講生）、施設の開放、教育・研究についての情報交換及び交流等であり、会津学鳳中学校についても高等学校に準じて連携している。なお、高校生の当該短期大学部の授業への受入については、高大連携聴講生として、学則及び高大連携聴講生規程で規定しており、当該短期大学部の授業を履修した生徒については、当該短期大学部で成績を評価し、その結果は高等学校に送られ、高等学校での「芸術」「家庭」等の成績に反映されている。福島県立会津学鳳高等学校との高大連携

については、毎年2回協議会を開催し、年度計画と年度総括を行っている。

また、山形市立商業高等学校とは、平成19年3月に締結した高大連携協定に基づく遠隔授業を実施している。

④学外者への図書の貸出サービス

附属図書館において、「地域に開かれた大学」として、「原則として満18歳以上で、当館所蔵資料を利用し、学術に関わる調査、研究又は学習を目的とする一般の方」を対象に貸出サービスを行っており、広報活動を計画に基づき積極的に行い、学外者への貸出冊数及び貸出人数の確保に努めている。

これらのことから、計画に基づいた活動が適切に実施されていると判断する。

B-1-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

①正規学生以外の学生（科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生）の受入

科目等履修生については、平成17年度と平成18年度にそれぞれ3人が履修しているが、平成19年度から21年度にかけては履修した者はいない。

研究生制度については、平成22年度には2人（産業情報学科デザイン情報コース1人、社会福祉学科1人）を受け入れている。

研修員については、平成20年度に、新潟県の高等学校教諭を受け入れ、産業情報学科経営情報コース教員の指導を受けて当該短期大学部で半年間の研修を行っている。

特別聴講学生については、アカデミア・コンソーシアムふくしま（福島県高等教育協議会）加盟大学の会津大学、福島大学等から毎年受け入れているものの、平成17年度から平成21年度の5年間の受入数は12人にとどまっている。

②生涯学習機会（公開講座及び派遣講座）の提供

公開講座は、平成21年度は2講座（延べ2回）実施したところ合計104人が参加している。アンケート調査を行ったところ97人の回答があり（回収率93.3%）、満足度については、「満足」が45人（約46.4%）、「ほぼ満足」が33人（約34.0%）となっており、内容の理解については、「理解できた」が67人（約69.1%）、「少し理解できた」が21人（約21.6%）となっている。

平成18年度に創設した派遣講座については、様々な機関・団体等の依頼にこたえ実施しており、平成18年度は実施回数68回、合計参加者数2,917人、平成19年度は実施回数92回、合計参加者数4,058人、平成20年度は実施回数100回、合計参加者数5,908人、平成21年度は実施回数115回、合計参加者数7,216人と、実施回数及び参加者数とも年々増加している。

派遣講座の評価及び要望については、派遣依頼者にアンケート調査を行っている。平成21年度は実施した115講座のうち、アンケートの回収は69件となっており、「有意義だった」が68件（98.6%）、「普通」が1件（1.4%）で、「有意義でなかった」との回答はなく、高い評価を得ている。

③高大連携（高等学校への教員派遣、高大連携聴講性、遠隔授業）

福島県立会津学鳳高等学校との高大連携事業による、高等学校への教員派遣制度及び高大連携聴講生制度を平成19年度に創設している。平成21年度の教員の派遣は「素描・伝統工芸（会津の手仕事）」及び「デ

「デザイン基礎・色彩」の2つのテーマで美術部・美大進学希望者を対象に行っている。高大連携聴講生については、平成20年度は9人（「平面構成」1人、「食生活論」6人、「社会福祉論」2人）、平成21年度は3人（「平面構成」1人、「フードスペシャリスト論」2人）の実績がある。なお、この制度を利用した生徒の中で2人が当該短期大学部に入学している。

また、山形市立商業高等学校との高大連携事業による遠隔授業は、平成21年度に情報学、マーケティング、国際ビジネス等の分野で5つの遠隔授業が実施されている。授業実施後のアンケートの中で、83.0%の生徒が「対面型授業より集中して学ぶことができた」、100%の生徒が「すごく興味が持てた」又は「興味が持てた」と回答している。

④学外者への図書の貸出サービス

学外者貸出冊数については、平成21年度に1,203冊と、平成17年度に比較して9倍に大幅に増加しており、学外者貸出人数についても、平成21年度に388人と、同じく6.7倍と大幅に増加している。

このように、科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生等の正規学生以外の受入数は多くはないが、制度を整え、要望には対応できる状況にある。また、実施結果を踏まえ、公開講座から派遣講座に重点を移したことにより、昭和47年度から実施している公開講座は平成22年度には2講座と少なくなっている。地域のニーズに一層応えるために平成18年度に創設された派遣講座の実施回数は、年間100講座を超えており、注目すべき成果を上げている。高大連携における教員派遣、高大連携聴講生、遠隔授業の実績は平均的である。学外者への図書貸出は十分な成果を上げている。

これらのことから、活動の結果及び成果として、活動への参加者が確保されており、また、活動の成果が上がっていると判断する。

B-1-④ 改善のための取組が行われているか。

科目等履修生、特別聴講学生及び高大連携聴講生の各制度については、履修生等が、授業内容についていざれも正規課程の学生と一緒に「学生による授業評価」に参加しており、教員がそれに回答する形で、改善のための取組を行っている。

高大連携による教員派遣、高大連携聴講生及び遠隔授業については、毎年高大連携対象高等学校との協議をすることにより、改善のための取組を行っている。

また、公開講座及び派遣講座においては、アンケート調査を実施してニーズを把握して改善に役立てているほか、派遣講座では、アンケート調査の結果を受けて、毎年度開講講座の拡大を図っている。この結果、実施回数及び講座参加者数が大幅に増加している。

さらに、学外者への図書の貸出サービスについては、その要望を聴取している。

これらのことから、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

- 派遣講座においては、年間実施回数が100回を上回り、合計参加者も7,000人を上回る実績を上げている。

<参考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 短期大学名 会津大学短期大学部

(2) 所在地 福島県会津若松市一箕町大字八幡字門

田 1-1

(3) 学科等の構成

学科：産業情報学科、食物栄養学科

社会福祉学科

(4) 学生数及び教員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学生数： 325 人

専任教員数：27 人

助手数： 3 人

2 特徴

(1) 沿革と概況

本学は、昭和 26 年 4 月に高等教育機関を強く熱望する会津地域の声に応え、会津短期大学として開学した。発足当初は、商科 1 科のみの開設であった。その後、昭和 32 年には福島県立会津短期大学と名称を変更した。翌昭和 33 年家政科を増設し、昭和 40 年にはその家政科を家政専攻と食物専攻に分割した。昭和 55 年には家政科に代わり食物栄養科、そしてデザイン科及び社会福祉科が開設され、既存の商科と合わせ、4 科体制となった。その後、平成 5 年の会津大学開学に伴って、会津大学短期大学部に名称変更した。同時に、商科とデザイン科に代わり設けられた産業情報学科と、食物栄養学科及び社会福祉学科の 3 学科体制となった。また、産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースの 2 コースを同時に設けた。

平成 18 年 4 月に、独立行政法人化することとなり、公立大学法人会津大学が設置する短期大学に移行した。

(2) 教育の特色

1) 基本方針

幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有し、問題解決能力と創造的展開能力を有した人材を育成することを基本方針としている。そのため、問題解決型学習や地域性及び社会性のあるテーマを取り上げる演習と実習に力点を置いた教育を行っている。

2) 基本方針の具体化

①少人数による問題解決型教育の充実強化

卒業研究や授業において、地域課題をテーマに据えて、教員と学生が一体となって実践的研究教育を行っている。その成果は地域の人を招いての発表会やホームページにおいて公表し、積極的に活用の便に供している。また、少人数教育は教養教育及び専門教育のみならず、キャリア支援教育と、きめ細かい支援体制の充実に結実するとともに、資格取得による学科関連領域への進路決定にも実績を挙げている。

②地域と連携した実践的教育の推進による地域貢献

教員と学生が一体となった地域研究に基づく地域貢献活動が、地域活性化センターを窓口にして展開されている。このセンターの運営は、福島県及び会津地方市町村や経済諸団体との連携において推進されている。また、地域の諸課題について、問題解決型教育研究のテーマとして取り込むとともに、教員は派遣講座や公開講座を通じて積極的に地域貢献に努めている。他方、学生も実践的提案を地域の産業や行政区に対して行い、着実に成果を挙げている。

また、高大連携協定に基づいて、教員の派遣やインターネットを経由した遠隔授業の実施、高校生の短大授業への受入れを行い、短大教育についての情報提供と高校生の進学への動機付けに役立てている。

③情報教育の充実と活用

学内ウェブポータルサイト「Pota.」の運用により、学内連絡及び進路活動報告の入力と求人票の閲覧についてのペーパーレス化が実施されている。また、入学時ガイダンスにおいて IT リテラシー教育を全学一斉に行い、ICT 環境にいち早く習熟させて活用させている。教育においては、アプリケーションソフトを用いた卒業研究内容の作成と編集、及び授業課題と卒業研究成果のプレゼンテーションを活発に行っている。これらの活用をサポートするのが、全教室・実習室、コンピュータセンター等のインフラ整備と自主的学習環境の整備である。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 開学の精神と理念

会津に大学をという悲願を達成する機運高揚を背景に、福島県立若松商業高等学校の尽力と貢献を基盤として、同校内に設置され、商科1科のみでスタートした。それは2か年の若松商業高校専攻科を先行整備して、短大設置の受け皿にした準備の結果であった。商科は商業はもとより工業、農業にも通ずる企業経営全般について資する人材育成を目指したものであることが、県民の理解と協力を得ることに結実した。次いで昭和33年に家政科を増設した。それは、女子の専門高等教育の充実による地域貢献可能な有為な女性育成への地域ニーズに応えた開設であった。このような経過と実情から、本学は知性の鍛磨にとどまらず、学識の活用や応用さらに地域貢献に資する人材の育成に取り組んでいかなければならない。この理念すなわち目的は、公立大学法人化を契機に一層明確になっている。

大学教育の中心的使命は人材の育成であり、有為な人材の輩出が最大の地域貢献となるが、本学はそれに止まらず、幅広い教養と倫理観の修得を前提として、問題解決型学習を通じて、地域課題の解決を目指した、換言すればソリューションの具体的提示をも目指した研究教育を実践することを使命としている。

このような全体的使命のもとに、各学科の目的を次のように定める。

2 学科の目的

(1) 産業情報学科

現代産業社会では、歴史・文化そして環境にも配慮した広い視野からの人間性豊かな経営知識とデザイン能力との融合が重要になっている。そのため産業情報学科では情報化時代の産業に柔軟に適応できる統合能力を有する人材の養成を目的にしている。そこで、情報化時代における産業と関わる広範な知識を養うために、教養基礎科目と産業関連科目、コンピュータ関連科目、工学関連科目などで、経営とデザインに共通する視点から情報化社会と向き合うことができる能力を育成する。また、経営情報コースでは、経営学・会計学・経済学・情報学を中心とした領域から、企業経営にとっての価値ある情報の発見（問題発見）と問題解決に向けた創造的活用能力を磨く。デザイン情報コースでは、産業情報における教養基礎科目および共通科目に加え、デザインの基礎に関する理論・演習・実習科目を学ぶ。さらにデザインの専門性を高める意味からそれぞれの専門分野（インターフェイス、インテリア、グラフィック、クラフト、プロダクトなど）についても学び、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノや事のデザインを実践する能力を磨く。

(2) 食物栄養学科

「健やかに生まれ、育ち、老い、心豊かな人生を過ごすためには、どのような食生活を送ればよいのか」というテーマは、私たちの一生を通して関わってくる根元的なテーマである。本学科では、健康で心豊かな生涯を過ごすための「望ましい食生活のあり方」を探求し、また、人々をそれぞれのライフスタイルに合わせた「望ましい食生活」に導き、支援できる人材の育成を目指す。また、近年は、健康志向や食への安全・安心への関心の高まり、健康食品ブーム、調理の外部化の進行など、食生活の豊かさを求めて食をとりまく状況が目まぐるしく変化している。このような変化に対応した「食」のエキスパートを育成するため、栄養士、健康栄養情報担当者及びフードスペシャリスト関連科目、コンピュータを活用した「食物栄養情報学」「栄養情報処理」などの科目を揃えて、学生の学習・研究活動を支援することによって、多様化・高度化する社会に対応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成する。

(3) 社会福祉学科

社会福祉は、ヒューマニズムの思想とともに発展してきた。そこにあるのは、人間性の尊重と、一人ひとりの人間の価値が限りなく平等であるという精神である。本学科は、そのことを何よりも大切にしたいと考えている。私たちのライフサイクルを通して生じるさまざまな「生きづらさ」「生活のしにくさ」「生きる困難さ」等の現代社会が抱える病理的な諸問題を総合的、国際的視野に立って洞察し、一人ひとりの問題を理解し、自立に向かう利用者本位の支援活動を担うことができる福祉分野の人材養成に力を注ぐ。また、社会問題を理解できる基礎学力を修得し、福祉分野の専門性と倫理観を身につけて、地域社会に貢献しようとする意欲のある人材を育成する。

iii 選択的評価事項に係る目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

選択的評価事項B 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る目的

本学の目的は、学則（表B－1）のとおり定めている。また、公立大学法人会津大学中期目標においては、「地域に開かれた大学として、地域のニーズを踏まえ、それぞれの専門分野に加え、広く文化・教育に関わる情報提供や地域教育への支援を図る。」こととされている。

そのために、本学が「正規課程の学生以外に対する教育サービス」として主に取り組んでいるものは下記のとおりである。

- (1) 科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生
- (2) 公開講座及び派遣講座（生涯学習及び知識基盤社会形成の支援）
- (3) 高大連携（高校への教員派遣、高大連携聴講生、遠隔授業等）
- (4) 学外者への図書の貸出サービス

表B－1 会津大学短期大学部学則第1条

第1条 会津大学短期大学部（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。
2 本学及び各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定に定め、公表するものとする。

iv 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

- ・正規課程の学生以外に対する教育サービスとして、科目等履修生、研究生、研修員、特別聴講学生、公開講座、派遣講座、高大連携及び学外者への図書の貸出サービスの各制度を設けている。その具体的方針は、会津大学短期大学部学則及び各制度の規程等に定めており、各制度の目的や計画の広報は本学のホームページ等で行っている。(観点B－1－①)
- ・各制度の計画に基づいた活動は、教授会での決定、公開講座及び派遣講座内容の策定、高大連携協議会での協議等を踏まえて、これらをホームページ等で広報することによって適切に実施している。(観点B－1－②)
- ・科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生については、いずれも学生等の受入実績がある。公開講座及び派遣講座については、いずれも実施後のアンケートにおいて高い評価を得ており、特に、派遣講座については、実施回数及び参加者数とも年々増加している。高大連携については、平成19年度から連携高校への教員派遣や遠隔授業を行うとともに、平成20年度からは高大連携聴講生を受け入れている。学外者への図書の貸出サービスについては、学外者貸出冊数及び貸出人数がともに大幅に増加している。(観点B－1－③)
- ・改善のための取組みとして、アンケート調査の分析、高大連携対象高校との協議等を行っている。(観点B－1－④)